羽保高第　４４８４　号

平成２７年　３月２４日

指定居宅介護支援事業者

管理者　　様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

軽度者に対する福祉用具貸与に関する確認票の提出等取扱いについて（通知）

平素は、本市の保健福祉介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて標記の件につきまして、福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱いについは、平成１８年９月１５日付羽保高第２６８３号通知にて、要介護認定の認定調査における基本調査結果において「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査結果」に該当する場合及び該当する基本調査結果のない「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する場合は、当市に「軽度者に対する福祉用具貸与に関する確認票」の提出を依頼してきたところですが、この間の届出状況等及び事務負担の軽減を鑑み平成２７年４月１日以降については確認書の提出は不要との取扱いとします。

なお、当市への確認票の提出は不要となりますが、適切なアセスメント行い、主治医から得た情報及び福祉用具専門員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントに基づき居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画）に位置づけられるべきものであることに変わりはありませんのでご留意ください。

また、「（介護予防）福祉用具貸与例外給付届出書」の提出については、従前どおり当市が医師の意見を確認した日以降でなければ、（介護予防）福祉用具貸与費は介護報酬の給付対象とはなりませんので、必ず貸与開始前に提出してください。

なお、移動用リフトの「昇降座椅子」については、基本調査結果の「移乗」で判断することとなりますので、「移乗」が「一部介助」又は「全介助」に該当しない場合は「（介護予防）福祉用具貸与例外給付届出書」の提出が必要となります。

＜担当・お問い合わせ先＞

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

事業者支援担当

℡　０７２－９５８－１１１１内線１３９０

Fax　０７２－９５０－２５３６

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.